

日中特許庁協力について

総務部 国際課 地域政策室 田中 陽子

0. はじめに

近年の中国の知的財産制度に対する注目度の高まりは、中国における急速な経済発展、さらには、日中貿易額の拡大と密接に関係しています。中国では、実質GDPが2003年より5年連続で2ケタ成長を継続しており、また、2007年のGDPは24兆953億元で世界第4位となりました。また、2007年の日中貿易総額(対香港貿易を除く)は2,367億ドルとなり、日米貿易総額(2,142億ドル)を初めて上回るなど、日本にとって今や最大の貿易相手国としてその重要性が高まっています。こうした経済面での関わりが深化していくにともなう、経済活動を行うにあたって必要不可欠なインフラである知的財産制度に対する我が国産業界のニーズや注目度も高まっています。

私の所属する国際課地域政策室ではアジア太平洋地域諸国及び開発途上国との、二国間あるいは多国間、APEC等の枠組みを通じた産業財産権に関する協力や交渉、また模倣品対策をその業務としています。私は主に中国を担当しており、中国国家知識産権局(SIPO)との協力がその業務の中心ですが、日頃の業務を進めるなかでも近年の中国の知的財産制度に対する注目度の高まりを実感しています。本稿では、最近の中国の知的財産事情に簡単に触れながら、我が国特許庁(JPO)が中国の知的財産制度に対して行っている取組や協力について、馴染みのない方にも分かりやすいようにご紹介させていただきます。

1. 中国の知的財産をめぐる状況

中国が急速な経済発展を遂げるなか、中国の知的財

産政策も大きく変貌しています。ここで特筆しておきたいことは、中国政府は知的財産政策を国の重要な政策の一つと位置づけてあらゆる場面でその姿勢を打ち出していることです。2006年3月に全国人民代表大会で決定された第11次5か年計画において、自らの知的財産権と有名ブランドを持った国際競争力の強い優良企業を形成すること、知的財産権の保護体制を健全化すること、知的財産権侵害を厳しく取り締まることなどがその計画に盛り込まれました。また、2005年からは吳副総理(当時)率いる国家知的財産戦略工作指導グループが中心となって、知的財産戦略の策定作業が開始され、2008年6月に国家知的財産戦略要綱が国務院より公布されました。現在は、その知的財産戦略の実施に向けて国家をあげて推進しているところです。温家宝総理は、2009年3月、第11期全国人民代表大会において、2009年度の政策方針を示す政府活動報告を行いました。さらなるイノベーションを推進するため、科学技術に対して前年度比25.6%増の1461億円の財政資金を投入するとしてうえて、科学教育による国家振興戦略、人材による強国戦略とならんで知的財産権戦略を引き続き実施すると述べました。これらに代表される一連の政府の取組は、中国政府がこれまでの経済成長を維持し、さらに発展させていくためには、国家主導で知的財産政策を進めていかなくてはならないという認識を有していることの現れであると考えられます。

一方で、中国における経済発展や経済のグローバル化により、中国における特許、意匠、商標の出願件数は近年急増の一途をたどっています(図1)。2001年には約63,000件に過ぎなかった特許出願件数が、2008年には約289,000件と、7年間で約4.6倍にまで増加しています。また、意匠と商標に関しては、意匠

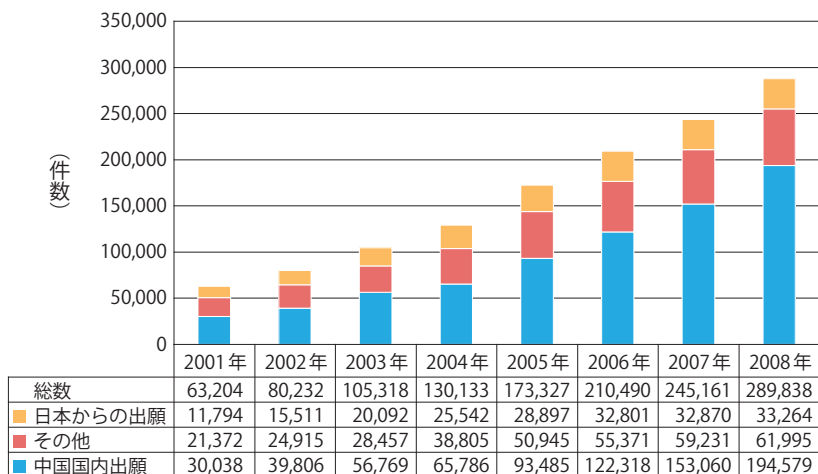


図1 中国における特許出願件数

出願件数が約313,000件(2008年)、商標出願件数にいたっては約708,000件(2007年)にまで達しており、意匠と商標はその出願件数が世界第一位となっています。また、海外からの出願が多いことも中国における出願動向の特色の一つです。2008年、海外から中国に出願された特許出願件数は約95,000件で中国における特許出願全体の32.9%を占めており、日本における海外からの特許出願が全体の約16%であることと比べても大きな比率を占めていることがわかります。さらに、海外から中国への特許出願を国別に見ると、日本からの出願が約33,000件と最も多く、中国における特許出願件数の約11.5%を占めています。このことから、日本企業が中国における権利取得を重要視していることがわかります。

中国においては、特許、商標、意匠の出願件数急増に対応するため、中国国家知識産権局及び商標局で審査官の増員を進めています。中国国家知識産権局特許局には、2001年から2008年上半期までで合計1,926名の特許審査官が新たに採用されました。こうした取組は審査の迅速化に貢献することが期待されますが、それと同時に審査官に対する研修や審査品質の維持・向上といったことが課題となっています。

2. 中国との特許庁間協力

前述しましたように、中国の知的財産制度は、国家

をあげての取組により、法制度上はかなり整備が進められており、模倣品や海賊版に対する取締り強化も進められてきています。JPOでは、こうした中国独自の取組を支援していきながら、人材育成に対して協力も行う一方で、我が国産業界のニーズに基づいて中国の知的財産制度・運用に対するさらなる改善を要請するという、協力と要請の両側面からの取組を行っています。また、日本と中国を含めた全世界の知的財産のグローバル化に伴い、相互に出願される重複出願に対応するため、ワークシェアリングの面からも中国と協議を行っています。これらの取組は日中二国間、日中韓三国間、日米欧中韓といった様々な枠組みを通じて行われていますので、以下に簡単に各協力の枠組みについて紹介いたします。

(1) 会合

特許・実用新案・意匠・商標を所管するJPOとは異なり、中国では、特許・実用新案・意匠を所管するのは中国国家知識産権局(SIPO)、商標は国家工商行政管理総局の一部局である中国商標局(CTMO)の所管であり、JPOの主要な協力相手もこの2機関です。

日中の特許庁間には、様々な定期会合、非定期会合が存在します。最もハイレベルな定期会合は日中特許庁長官会合及び日中商標長官会合であり、いずれも長官同士で両庁間の将来的な協力事項についての協議や

政策対話を行っています。日中特許庁長官会合の下には、長官会合の準備会合としての位置づけである実務者会合があります。これは日中両特許庁の課長級がトップとなる会合であり、長官会合に向けたより細かい協議や中国の知的財産制度・運用に対する要請を行っています。さらに、機械化、審判、人材育成といったテーマごとに専門家レベルでの会合も存在します。また、審査部長級会合といった幹部クラスの会合もアドホックに開催されています。このように、日中特許庁間の会合は、長官級から実務者・専門家まで様々なレベルで行われ、また会合におけるテーマも多岐にわたっていることがその特徴であると言えます。

①日中特許庁長官会合

1994年の第1回以降、SIPOとの協力や政策対話を目的として、毎年長官会合を開催しています。2008年12月に開催された第15回会合では、特許、実用新案の全文テキストデータを含め特許、実用新案、意匠の多様なデータを交換することに合意しました。JPOにとって、近年重要性を増しつつある中国語文献へのアクセスを容易にすることが重要であり、交換した中国特許文献をJPOのデータベース内に取り込み、審査官の調査に利用していく予定です。

②日中商標長官会合

日中両国の商標制度への理解を深め協力を促進するため、1996年に第1回会合が開催されて以降、これまで計7回開催されている、CTMOとの長官会合です。2009年1月に開催された第7回会合では、商標出願手続に関するシンポジウム及び模倣品対策のためのセミナーの開催等に合意し、また、我が国の地名、地域ブランド等が中国において第三者より商標出願・登録されている問題について、公平、適切な審査を実施するよう要請を行いました。

③日中機械化専門家会合

2008年よりIT化に関する日中特許庁間の協力の枠組みとして、日中機械化専門家会合が開始されました。特許、実用新案、意匠のデータ交換（上記①で言及）について専門家レベルでの技術的な議論や、優先権書類の電子的交換、各庁が開発している機械翻訳システムについての意見交換や情報交換が行われています。

④日中審判会合

SIPOの復審委員会（審判部門）と審判分野の交流を開始することについてSIPOより提案があり、まずは意匠分野の審判会合から開始することで合意し、2005年より開催されている会合です。中国では、意匠と実用新案については、初歩審査（方式審査及び不登録事由に関する審査）のみで登録されます。そして登録後、無効審判請求された場合に、復審委員会で実体的な審理が行われます。従って、これまで4回にわたって審判会合を開催しましたが、うち3回は意匠をテーマとし、意匠に関する審判制度・運用について情報収集を行っています。第3回会合はコンピュータプログラムをテーマとして開催しました。

⑤日中審査官協議

今後、中国と国際的なワークシェアリングを実現するにあたって、互いの審査結果への信頼を築くことは非常に重要です。2008年7月にJPOから3名の特許審査官をSIPOに派遣し、SIPOにおける審査実務について理解を深め、さらに案件協議を行いました。6月にはSIPOからの審査官受入を予定しており、今後もSIPOとの特許審査官の相互派遣が行われる予定です。

⑥日中人材育成機関間連携会合

これまで中国の知的財産人材育成への協力は、もっぱら我が国への招聘研修（後述）や我が国からの専門家派遣が中心でした。中国における出願の急増・審査官の急増に対して、中国の人材育成システムの向上が必要であり、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、JPO、SIPOが協力して、2008年5月に第1回の人材育成機関間連携会合を開催しました。第1回会合では、INPITとCIPTCによる職員向け・民間向け研修について意見交換及び情報交換が行われ、今後は、具体的な協力事項に向けて協議が進められていく予定です。

⑦日中審査部長級会合

中国における特許審査遅延等の問題を解決するため、審査や管理経験の豊富な部長級の間で審査実務や管理について意見交換を行い、日本の経験を伝えて事態の改善を図る目的で開始された会合です。これまでに4回開催されており、審査官の育成や審査品質管理をテー

マとして意見交換を開催しています。

(2) 中国からの調査団受入

SIPOやCTMOからは、新しい施策や制度の検討の際に、日本政府やJPOの取組を学びたいという要望が寄せられることがあります。そういった場合に、SIPOやCTMOから代表団を日本に派遣してもらい、JPOの経験を共有するという協力も行っています。例えば、ここ最近の受入事例としては、2008年4月に地域知財戦略に関する調査団を、2008年11月には知財人材育成に関する調査団をそれぞれSIPOから受け入れました。調査団受入という形で協力を行うことにより、ある関心事項について関係する組織や課室が複数にまたがっている場合に、調査団を受け入れて組織横断的に担当者から必要な情報を収集したり意見交換を行ったり、実際の業務現場を見学したりすることによって、より効果的にJPOの取組や業務を理解してもらうことができます。

(3) 中国からの研修生受入

JPOでは、途上国協力の一環として人材育成に関する協力を実施しており、1996年4月から2008年3月までの12年間で、52カ国1地域から合計2,830名の研

修生を受け入れてきました。そのうち、中国からは523名の研修生を受け入れており、国別でみた場合には最も多数の研修生を受け入れています。

また、各国知財庁の幹部候補生や知財の分野における指導的立場の者を長期研究生として6ヶ月間受け入れる事業も行っており、中国からはこれまで10名を受け入れています。

3. 日中韓における特許庁間協力

①日中韓特許庁長官会合

日中韓三国の地域的枠組みでの経済的結びつきの深化の流れを受け、それまで開催されていた日中、日韓の長官会合に加えて、政策対話・情報交換を行いながら、必要に応じて三庁で共同プロジェクトを行うという方針で、2001年から日中韓特許庁長官会合が開催され、これまで8回にわたって長官会合が開催されています。2007年12月の第7回長官会合では、「日中韓特許協力ロードマップ」を策定し、今後の三庁の協力の方向性を決めました。このロードマップでは、「サーチ・審査結果の相互利用」を中期目標と定め、その中期目標に向かってIT化、制度、審査実務の側面から三庁間で実現すべきアクションを定めており、今後三庁間で段階的に実現していくことになっています。(図2)

また、2009年3月の第8回会合では、日中韓特許協

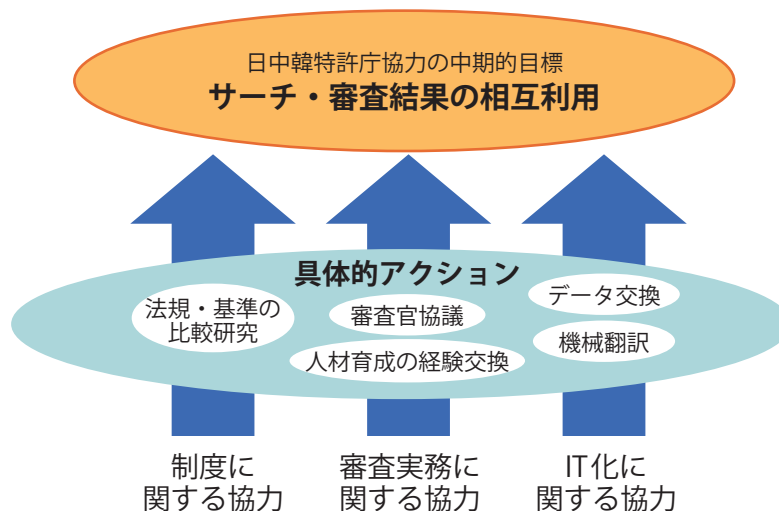


図2 日中韓特許庁協力の将来展望



第8回日中韓特許庁長官会合 (左：田SIPO局長、中央：高KIPO庁長、右：鈴木長官)

力ロードマップのうちの、制度・審査実務に関する協力を推進するため、特許審査専門家部会を新たに設立することに合意し、最初のプロジェクトとして審査基準の比較研究を行うことになりました。また、日中韓特有の地理的近接性や非アルファベット文字を有するという共通性を活かし、機械翻訳や知財人材育成に係る連携といった分野で協力活動を進めていくことができるという共通認識のもと、今後の三庁間の協力活動について検討していくこととなりました。

②日中韓機械化専門家会合

審査システム等の自動化に関して三庁の専門家間で情報交換あるいは協力を行うための枠組みとして、第2回日中韓特許庁長官会合において日中韓機械化専門家会合 (Meeting of the Joint Experts Group for Automation: JEGA) の設立が合意されました。2003年の第1回会合からこれまで過去6回にわたって会合が開催され、日中韓三庁間の情報交換のプラットフォームとしての日中韓三庁ウェブサイトの構築、日中韓三庁間での統計データの交換といった様々な成果を残し、優先権書類の電子的交換や機械翻訳システム等についての協議も進めてきました。日中韓特許協力ロードマップのうち、IT化に関する協力を推進するための中心的役割を果たしている会合です。

4. 第三次専利法改正に係るJPOの関わり

2008年12月に、第三次改正専利法が全国人民代表大会において可決され成立しました。ここでは具体的

な改正内容には触れませんが、中国における法改正作業の過程において、JPOでは、2006年に専利法改正意見交換会やシンポジウムを開催し、SIPOや全人代が行ったパブリックコメントなどの機会を通じて意見提出を行いました。改正専利法には、世界公知公用の採用等や意匠の登録要件に創作非容易性の要件が加わるなど、JPOや我が国産業界からかねてより要請していた点が盛り込まれていますが、一方で遺伝資源の出所開示義務や外国に出願する際の機密保持審査義務など、その具体的な運用について注視すべき内容もあります。この改正専利法の規定の解釈や実際の運用については、我が国産業界の注目度も高いため、そうしたニーズに応えるため、日頃より改正専利法に関する情報収集に努めています。

5. その他の交渉枠組み

日中間における知的財産に関する協力の場は、特許庁間協力だけには限られません。経済の諸問題について、日中の閣僚級が一同に会し、省庁横断的に議論を行う政府間協議の場として日中ハイレベル経済対話という協議の場があります。2007年12月に第1回目が開催されましたが、日中両国は、プレスコミュニケという形で会合成果を発表し、知財については、官民合同訪中ミッションの継続派遣、知的財産関連法令の改正過程での協力促進、人材育成の継続的な協力等に合意しました。

その他、貿易・投資を中心とする日中経済関係の今後のあり方について、総合的な見地から議論を行い、

両国間の経済分野における紛争の早期発見・未然防止を図るとともに、両国経済の相互補完関係を一層強化していくことを目的として、日中経済パートナーシップ協議も開催されています。2008年10月に開催された第7回協議（事務レベル）では、知的財産に関して、日本側より、中国における外国地名及び著名商標の適切な保護等について要請を行いました。

6. 最後に

これまで、JPOが中国の知的財産制度に対して行っている様々な取組を紹介して参りましたが、ここで国際課の業務について簡単に紹介します。私は主に中国の担当であると冒頭で触れましたが、私の所属する地域政策第一班において、主にSIPOとの会合や調査団受入のほか、中国の知的財産制度に関する事項全般がその業務の中心であり、会合では、会合の日程調整や会場準備といったロジ面から、実務者会合や長官会合に関しては議題調整、対処方針作成といったサブ面の仕事をしています。一方で、例えば、中国の模倣品・海賊版対策となると模倣品対策班が、CTMOとの商標関連協力は商標政策班が担当しており、中国からの研修生受入は海外協力班の業務です。このように、一言で中国との協力と言っても、前述のように多岐にわたっていることから、国際課の中でもいくつかの班にまたがって仕事をしています。

私の業務は、SIPOとの協力が中心となりますが、カウンターパートはSIPOの国際協力部です。そこには日本担当として梅卓 (Mei Zhuo) さんという日本語が堪能な担当者がいらっしゃいます。これまでも日本担当者は歴代日本語が堪能な方であり、SIPOがJPOや日本との協力を重要視していることがうかがえます。SIPOとは協力事項も多いため、頻繁にメールや電話でのやりとりを行って会合等の細かな調整を行いますが、時差が1時間であることもあり、非常にコミュニケーションをとりやすい環境にあります。

毎年、年度の初めに、産業界を含む庁内外に対して「議題募集」という形で中国、韓国、台湾等の知的財産制度に対する要望の募集を行います。これらの要望が、今後の中国等との協力関係を検討する上でとても大きな検討材料となりますし、これらの要望の中で緊急性や優先度の高いものについては、会合や政府間対話の機

会を通じて中国へ要請を行います。例年の議題募集を通じて感じることは、中国の知的財産制度に対する要望は他国と比べて最も多く、我が国産業界からのニーズが高いことを実感します。これらの要望の中には、法改正や機械システムの整備を伴うため短期間での解決が難しいものもありますが、いかに協力の枠組みをうまく利用して、これらの要望を盛り込み、中国側での改善に向けた検討へと結びつけるかが地域政策第一班の業務の要であると考えています。相手の制度や運用状況を十分に理解していなければ効果的な交渉を行うことはできないため、日頃の情報収集なども重要になってきます。今年度も様々な会合や協力が予定されていますが、着実な成果や進展が積み重ねていけるよう、産業界等のニーズを取り込みながら業務に取り組んで参りたいと思います。

profile

田中 陽子 (たなか ようこ)

平成14年4月 入庁

平成19年7月 国際課地域政策室地域政策第一班